

表

第 号	身 分 証 明 書	
写真	所 属	
	氏 名	
	生年月日	
上記の者は、野田市ポイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例第9条に規定する指導及び勧告並びに第13条に規定する過料の処分に従事する職員であることを証明する。		
年 月 日		野田市長印

6 cm

9 cm

裏

野田市ポイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例（平成9年野田市条例第5号）抄

（禁止行為）

第8条 何人も公共の場所において次の行為をしてはならない。

(1) 路上喫煙をすること。ただし、次に掲げる場合を除く。

ア 公共の場所の管理者が指定した場所において喫煙する場合

イ 道路において、他の通行の妨げとならない場所に停止し、かつ、携帯用灰皿（携帯用にたばこの灰及び吸い殻を収納するために製造された容器で、その収納口を閉じることができるものをいう。）を使用し、喫煙する場合

(2) ポイ捨てをすること。

(3) 飼い犬等の排泄物等を放置すること。

(4) 落書きをすること。

(5) 置き看板、のぼり旗、はり札等を放置（設置する権限のない場所に設置する場合は、放置とみなす。）すること。

（指導及び勧告）

第9条 市長は、前条の規定に違反した者に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるよう指導し、又は勧告することができる。

（罰則）

第13条 重点区域において、第8条第1号から第4号までに掲げる行為をした者であつて、第9条の規定による勧告に従わなかったものは、2万円以下の過料に処する。